

鎌倉市景観重要建造物等保全基金
条例の制定について

鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

本市の都市景観の形成に重要な役割を果たす景観重要建造物等を後世に伝えることを目的とする保全事業の推進を図るため、鎌倉市景観重要建造物等保全基金を設置し、その管理について必要な事項を定めるものである。